

新浜緑地使用申請の許可について

遊歩道やその周辺の広場、駐車場においては、キャッチボール等のご遠慮ください。球技等の使用申請に対し、教育委員会が占有を許可しているのはグラウンド内のみとなります。

遊歩道等の利用者の安全確保のため、ご理解、ご協力をお願いいたします。



※太枠外は遊歩道及び広場（占有不可）